

青森県教育委員会第847回定例会会議録

1 期 日 令和元年8月7日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時42分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
町田直子
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
中沢委員、杉澤委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について

（長内学校教育課長）

今年4月18日に実施された、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について御報告する。

はじめに、「教科に関する調査について」である。

本県の公立小・中学校の児童生徒の学力の状況は、全ての教科で、平均正答率が全国平均を上回るか同程度であり、概ね良好な状況にあると捉えている。

なお、文部科学省では、本調査結果の公表に関して、「細かい桁における微少な差異は、学力面で実質的な違いを示すものではないと考えられることから、都道府県別の平均正答率は整数値で公表」としているため、本県においても整数値で公表している。

次のページを御覧いただきたい。

「質問紙調査について」である。

これは、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境等を把握し、今後の改善等に役立てるため行っているものである。上の表は、全国平均との差が5ポイント以上となっている

質問項目の数を取りまとめたもので、全国平均を5ポイント以上高い質問事項は、小学校では8、中学校では11、5ポイント以上低い質問事項は、中学校で1つである。

次に、ページ中程の表を御覧いただきたい。

(1)の小学校について、全国平均を5ポイント以上高い上位質問事項の調査結果から、本県の児童は、学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいること、日本や自分が住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思っていることがうかがわれる。

次のページを御覧いただきたい。

(2)の中学校については、本県の生徒は、小学校と同様に学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいること、日本や自分が住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思っていること、そして英語の授業で、聞いたり読んだりしたことについて、その内容を英語でまとめたり自分の考えを英語で書いたりする活動に取り組んでいることがうかがわれる。

一方、②の全国平均を5ポイント以上低い質問事項から、本県の生徒は、平日の学校の授業時間以外の学習時間について、全国平均より少ない傾向にあると捉えている。

今後は、他の質問事項の調査結果も含めて詳細な分析を行い、確かな学力の更なる定着を目指して取り組んで参りたいと考えている。

(中沢委員)

この調査を行って、各小学校・中学校に結果をフィードバックし、活かしているのか。

(長内学校教育課長)

今回の調査結果については、各市町村に結果が届いているとともに、県では分析結果を資料にまとめ、市町村に送付している。市町村ではそれを各学校に対し周知を行い、学習活動の充実のために活用している状況である。

(杉澤委員)

今回の質問紙調査では、新規項目が多く見受けられる。その背景には、文部科学省のねらいがあると思う。今一度、質問内容の意義を確認することが大切であると考えている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

7月に行った職員に対する懲戒処分は2件であるが、社会的影響が大きい事案である事案2について、その概要を御説明する。

事案2については、中南地域市部以外の小学校教諭が、令和元年5月20日及び25日に、弘前市内のホテルにおいて、女子児童が13歳未満と知りながら、淫らな行為をし、

また、同年5月26日に当該女子児童と2人きりで鱒ヶ沢町の海岸へドライブしたものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、市町村教育委員会に対して、これまでも再三にわたり、指導の徹底をお願いしてきたところであるが、小学校教諭がわいせつ行為に及んだことは極めて遺憾である。

そのため、懲戒処分の公表と併せ、7月26日付けで、市町村教育委員会及び県立学校に対し、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう通知した。県教育委員会としては、今後とも、市町村教育委員会と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(豊川委員)

言語道断な恥ずべき行為であり、遺憾に思う。教員としての心の持ち方について、しっかりとした指導があってもよいと感じているが、教育委員会としてどう考えているものか伺いたい。

(早野教職員課長)

教員に対する指導については、今後も服務規律の確保に係る通知や各種研修における服務についての講義、あるいは校内研修用資料作成などを通じて、厳正な服務規律の確保に粘り強く取り組んでいきたいと考えている。

また、大切なのは教職員ひとり一人の自覚を促すことと考えており、校長等の管理職に対し、職員ひとり一人が児童生徒の教育を司っているということを自覚しながら勤務時間の内外を問わず、自らをしっかりと律するように職員の心に響く指導を行っていただくように働きかけていきたい。

(中沢委員)

しっかりとした指導をお願いしたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。